

生駒市規則第 2 0 号

生駒市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市自転車駐車場条例施行規則（平成 5 年 3 月生駒市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「午前 6 時 3 0 分から午後 1 0 時 3 0 分まで」を「次のとおり」に改め、同条に次の表を加える。

駐車場の名称	利用時間
生駒駅前自転車駐車場 生駒駅前第 2 自転車駐車場 生駒駅南自転車駐車場	午前 6 時 3 0 分から午後 1 0 時 3 0 分まで
谷田第 3 自転車駐車場	午前 0 時から翌日の午前 0 時まで

第 3 条中「1 月 1 日から同月 3 日まで」を「次のとおり」に改め、同条ただし書中「変更する」を「変更し、又は設ける」に改め、同条に次の表を加える。

駐車場の名称	休場日
生駒駅前自転車駐車場 生駒駅前第 2 自転車駐車場 生駒駅南自転車駐車場	1 月 1 日から同月 3 日まで
谷田第 3 自転車駐車場	なし

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、駐車機器が設置されている駐車場の一時利用者は、駐車時に駐車機器による施錠を行い、退場時に精算機で利用料金を納付し、

駐車機器の解錠を行わなければならない。

第 5 条に次のただし書を加える。

ただし、谷田第 3 自転車駐車場にあつては、この限りでない。

様式第 3 号及び様式第 6 号から様式第 8 号までの規定中「自動二輪車」を「普通自動二輪車」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 1 月 7 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の生駒市自転車駐車場条例施行規則の規定により作成されている様式で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。